

和間地区まちづくり懇話会会議録（要約）

と き：平成29年11月17日（金）午後7時～午後8時30分

ところ：和間小学校 体育館

出 席：

（市 側） 市長、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、経済部長、教育次長、消防長、建設水道部長

（事務局） 秘書広報課長、企画財政課長

（和間地区） 54名

進 行（秘書広報課長）

1. 市長あいさつ
2. 出席者自己紹介
3. 前回（平成27年度）出された質問等に対するその後の対応状況報告（総務部長）
4. 市政報告（総務部長、教育次長、消防長）
総合計画など主要施策の進捗状況について「まちづくりレポート」に基づき説明を行う
5. 意見交換会

市民生活部長から

先日、和間校区の市民の方から、家庭ごみを含む野焼きについてご意見をいただきましたので報告をさせていただきます。ご意見については野焼き防止に努めてほしいとの内容です。洗濯物を干せない、喘息発作を誘発する、というご意見をいただきました。野焼きをしている、ということでした。

野外焼却については廃棄物処理法の法律で原則としてゴミの焼却は禁止としています。どんど焼きや宗教的な行事でのしめ縄などの焼却や農林業を営むための藁の焼却等軽微な焼却は許されていますが、周囲の住宅環境に配慮して苦情が出ないようにしていただくようお願いしているところです。しかしながら、家庭ごみなどの野外焼却は苦情が後を絶たないのが現状です。市民のみなさまへはホームページ等で啓発をおこなっているところですが、今後も啓発を行って参りますのでご理解ご協力をお願いいたします。

意見①

蜷木地区は平成13年から寄藻川沿いに字全体の剪定した木などを焼却処分する穴を掘り持ち込んで焼却しています。煙が不快になるとか場所としては考えにくいとのことです。今も継続しており、字が管理して焼却しています。持ち込むのは家で剪定した木でナイロンなどの化学繊維は持ち込んではいけなくしており、仕事でしているようなものは持ち込んで困るとスタート時点で確認し、字で管理してします。便利で今後も維持したいという気持ち強いのですが、どういう形をとれば維持できるのかお聞きしたい。

回 答

燃やせる例外規定があり、河川等の草木は公共団体が管理を行うために必要な廃棄物の焼却は大丈夫です。伐採した草木は焼いていいとなっていますが、どういう状態になっているかわかりませんので、早々に現地をみて県と協議をして対応したいと思っています。家庭の庭木を切った場合は非常に厳しいルールがあり守っていただきたいと思います。また、担当課と現地を見て対応したいと思います。

意見②

新しいクリーンセンターの建設が進んでおり、西大堀は活気にあふれています。反面、不正入札などの報道もありやや暗い雰囲気があるわけですが、不透明なことがないようにお願いしたいと思います。

新クリーンセンターは国内最高水準の技術を導入してという表現がなされていますが、ストーカードよりはるかに優れている方式のところを二つ三つ視察されていると思いますが、大分市は流動方式でした。北部九州にいけば直接熔融炉とか非常に技術の高いもので、出てくる不燃物をはるかに少ないです。少なければ将来の維持管理が少なくてすむ。そういったものを勘案していただきもうちょっとグレードの高いものにしていただけるものならお願いしたい。ストーカードは10段階表示だと6.5段階と思っています。

267億円もの経費が投入されるようですが、115トン炉が作られると聞いていますが、過大設備ではないかと指摘がなされているのではないかと思います。今からのごみ減量、運動を起こすべきではということでも過大設備ではないかと言われていました。

また、新クリーンセンターの中にはごみ処理を理解してもらおう施設、みんなが集えるような施設、ところによっては環境学習施設という言い方をしていますが是非作っていただきたいと思います。

回 答

本事業については宇佐高田国東地域広域事務組合で行っていますので十分なお答えができませんが、事務執行についても公平公正な事務を行っておりますので、不透明なことはありません。グレードアップした施設ということは、内部だけでなく外部の専門的な有識者をいれて専門的な意見も頂きながら3市共同で知恵を出して作っています。過大な施設ではないかということについては、ゴミ処理計画を作って、将来どのくらいのゴミになるかと推計をして、どうしたらごみを減量できるかということ推計して設計をしています。みんなが集えるような施設をということですが、こんな施設を運営して処理していると市民のみなさまに感じてもらうことも大切なので組合と議論してまいりたいと思います。

意見③

Uターン支援で47組が宇佐市に移住してきているということですが、定住はできているのでしょうか。また、空き家に残っている植木が伸びて電柱に巻いていたりしており、伸びすぎた植木の剪定などはできないのでしょうか。

回 答

現在のところ定住はしていると考えています。空き家の植木が支障木になっている点については、道路に出てきて交通の障害になっている場合は本人にまず連絡し、切ってもらいます。連絡がつかなくて交通の障害になる場合は市で対策をたてます。個人の資産ですので、極力本人に連絡を取り、切ってもらえない場合は法的措置を取ります。

意見④

南海トラフが起こると言われて、高齢化が進む中で、海側に災害弱者と言われる人がたくさんいます。歩行困難者といわれている人は小学校の避難所で生活するのは難しいと思います。その場合は福祉避難所に行ってもらおうと思いますが、場所を知りたい。また、運営は誰が当たるのですか。

回 答

災害弱者と言われる人の避難のことですが、市では避難行動の要支援者の計画をたてています。各地区から区長さんなどの力をお借りして地区で災害が起きた時に要支援や要配慮の方にどのような方がいるか名簿を拾いあげ、その方たちにも同意を得て地区の方にお知らせするというのを福祉課でしています。福祉避難所は現在、市内に26カ所市が契約という形で老人福祉施設や学校や子育ての施設などをお願いしています。一般の避難所で過ごすのが困難であるようでしたら、そちらのほうに市から連絡して避難していただくようにしていこうかと計画をしています。

意見⑤

宇佐市内に救急車は何台あるのですか。熊本地震の時に数が足りなかったもので、教えてください。

回 答

国の基準は人口10万人以下の市町村ではおおむね人口2万人に対して救急車1台となっています。宇佐市は5万6千人なので、3台あれば基準を満たしているとなっています。現在は救急車の利用が多くて市外搬送が多く、緊急時であれば、予備の救急車で対応しています。先般の7月の水害の際は、全国の消防の組織で県単位に編成される緊急消防援助隊というのがあります。宇佐市は3台しか救急車がありませんが、大災害の場合は全国から緊急消防援助隊が支援に来ていただけます。

意見⑥

放生会1300年祭、少しずつ商工会を入れて準備をしていますが、盛り上げていただきたい。補助金もよろしくお願ひしたいと思います。

和間の海浜公園、白砂の海岸を守っていききたい。あさりも育てていききたい。経費的には掛かるとは思いますが、海岸の中に砂利敷きをして稚貝を育てるような方法を考えていただきたい。そのことにより稚貝がいしわらを作ってできているとある本に書いていた。

また、和間の漁港の中が埋まってしまっており、通常、船の出入りできる状況ではな

いので浚渫をしていただき、船の通りのよいようにしてほしい。

回 答

放生会については、冒頭総務部長も回答しましたが、発信できるチャンスですので、市も一緒になって発信していきたいと考えています。

5月の潮干狩りの時に多くのみなさんに来ていただき、賑わっています。将来に渡って残していく必要があると思っています。難しい状況であると思っていますが市も一緒になって行っていきたいと思っています。漁協と一緒に関係者と協議をしていきたいと思っています。

全体の回答補足

野焼きについては、基本的に稲刈りなどをして田んぼを燃やすというのは問題ありません。木などを集めて燃やすというのは厳しいような感じはしますが、一度現地を見させていただき知恵をだしていけたらと思います。

クリーンセンターについては入札を巡っているいろんな情報が寄せられましたので、調査委員会を立ち上げ、関係者からヒアリングするなど調査をしてきましたが、噂の域を越えず確証がないということでした。施設の方式の話については、クリーンセンターを作るとき様々な方式を比較検討して決めています。ゴミ焼却場の施設関係はいろんな方式がありますが、どれが安定的に、長期に環境基準を満たすようになっているかを調べると、今、全国の自治体ではストーカー方式が圧倒的に使用されておりますのでご理解いただきたいと思ます。

施設は115トンの規模で作ろうとしていますが、今、豊後高田市と国東市、宇佐市は合わせると128トンくらいあります。一部災害ゴミも入っていますが、ゴミの減量化をする中で、108トンまで減らしていこうとしており、規模は過大では決してありません。高家の規模は90トンの規模です。3市で115トンの規模でしか作らないということは相当減量して抑えていかないといけないと思っています。学習施設については小中学生や一般の人も含めて施設が見学できるような機能を持っていきたいと思ます。

Uターンについては、来ていただいた方にはほとんど定住していただいています。宇佐市では10%以上空き家になっていますので、3,000戸くらい空き家があるという状況です。空き家は基本的には個人の所有物ですので、衛生状態が悪いとか危険な状態になっていけば維持管理義務を果たすのが基本となっていますが、空き家の所有者が分からないところや行方不明になっていて、言うことを聞いてくれないということがあります。今度の議会では条例を作り、依頼、勧告、強制的にと手続ができるようになっていますが、これはあくまで最終形のことですので、シルバー人材センターに空き家を管理するメニュー、定期的に見守ってもらうとか家を開けて風を入れてもらうなどのメニューを作ってもらっています。現在、そのようなサービスを利用してほしいと案内しているところです。

災害弱者対策についてですが、大きな災害が起こった時、最初の72時間は生命が最優先となりますので、体育館等の避難所で基本的に生活していただくこととなります。ここでの避難生活が厳しい方は、福祉避難所にご案内することとなります。

補助については、どういうことをするかが固まったら相談させていただきたいと思ま

す。海浜公園については、地域の方のご協力でかなり駐車場が広くなりました。あさりの資源管理については、熊本県の有明の長洲町はものすごくあさりが増えており、そこに漁協の方と研修等に行っています。福岡大学の先生が環境浄化剤などを入れて資源が回復しているのですが、同じことを長洲町の隣町でもあまり上手くいっていないということで、海は微妙だなと思っています。今、長洲の漁協の方と福大の先生と話をして、どこかポイントを作って環境浄化剤を入れてみようと思っています。石原漁場については効用があるというのは承知しているのですが、専門家を入れて知恵を絞っていきたいと思います。漁港の浚渫については現場を見させていただきたいと思います。